

2011年 8月12日

訴 状

千葉地方裁判所 御中

住 所 〒 260-0013
千葉市中央区中央3-15-6
やまちょうビル6階 渚法律事務所内
原 告 千葉県市民オンブズマン連絡会議
上記代表者代表幹事 廣瀬理夫
(職業 弁護士)

TEL 043-202-8280

FAX 043-202-8277

住 所 〒 260-0013
千葉市中央区市場町1番1号
被 告 千葉県知事 鈴木栄治

政務調査費返還額請求住民訴訟事件

訴訟物の価格 金 1,600,000円

貼用印紙額 金 13,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙政務調査費請求一覧表中の「相手方」欄記載の者に対し、同一一覧表中「請求額」欄記載の金員及びこれに対する平成22年5月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

<目 次>

第1部 総論編

- 第1 事案の概要
- 第2 当事者
- 第3 政務調査費の交付と返還義務等
- 第4 住民監査請求及び監査委員による監査結果
- 第5 政務調査費の使途基準及び定義
 - 1 政務調査費に関する法令
 - 2 政務調査費の定義
 - 3 運用指針・よくある質問について

第2部 違法支出各論編

- 第1 相手方石橋清孝議員、同伊藤勲議員、同佐藤正己議員、同佐野彰議員、同皆川輝夫議員、同吉本充議員、同山口登議員、同小島武久議員の違法支出
(日露友好議員連盟サンクトペテルブルグ海外視察)
 - 1 視察の概要
 - 2 違法な事実
 - 3 請求額
- 第2 相手方田中信行議員、同岩井覚議員、同天野行雄議員、同布施健太郎議員、同磯部裕和議員の違法支出、
(民主党千葉県議会議員会フィンランド、ドイツ視察研修旅行)
 - 1 視察の概要
 - 2 違法な事実
 - 3 ビジネスクラスの利用
 - 4 請求額
- 第3 相手方石橋清孝議員の違法支出
(仁川空港視察)

- 1 視察の概要
 - 2 違法な事実
 - 3 請求額
- 第4 相手方川名寛章議員の違法支出
(諏訪市移動式会議)
- 1 視察の概要
 - 2 違法な事実
 - 3 請求額
- 第5 相手方阿部紘一議員の違法支出
(知事との懇談)
- 1 概要
 - 2 違法な事実
 - 3 請求額
- 第6 相手方鈴木衛議員の違法支出
(事務所の家賃)
- 1 「家賃」の概要
 - 2 違法な事実
 - 3 請求額
- 第7 相手方川名寛章議員の違法な支出
(リース代、その他)
- 1 「車リース料」の概要
 - 2 違法な事実
 - 3 請求額
- 第8 相手方木名瀬捷司議員の違法な支出
(車リース料)
- 1 「車リース料」の概要
 - 2 違法な事実
 - 3 請求額
- 第9 相手方瀧田敏幸議員の違法な支出
(トナー代)
- 1 当該事務費の概要
 - 2 違法な事実
 - 3 請求額
- 第10 相手方杉田守康議員の違法な支出
(人件費)

- 1 人件費の概要
- 2 違法な事実
- 3 請求額

第3部 結論

- 第1 怠る事実
- 第2 附帯請求の起算日
- 第3 請求

<本 文>

第1部 総論編

第1 事案の概要

本件事案は、千葉県に住所を有しいわゆる市民オンブズマン活動をしている原告が、平成21年度当時の千葉県議会（以下「県議会」という。）の議員であった別紙政務調査費請求一覧表（以下、請求一覧表という）の「相手方」欄記載の者（以下、これらの者を総称して「相手方ら」という。）が、千葉県から交付を受けた平成21年度分の政務調査費の一部を違法に支出したことによって不当利得しているにも拘わらず、被告が相手方らに対する不当利得返還請求権の行使を怠っているので、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、被告に対し相手方らへの不当利得の返還請求をするよう求めるものである。

第2 当事者等

- 1 原告は、千葉県内に住所を有し、千葉県及び県下自治体の行政・議会の不正、違法、不当を調査しその是正を目的として設立された、いわゆる権利能力なき社団である。
- 2 被告は、千葉県知事である。
- 3 相手方らは、平成21年度当時、千葉県議会議員（以下、「県議会議員」又は単に「議員」という）であったものである。

第3 政務調査費の交付と返還義務等

- 1 千葉県では、県議会議員に対し、政務調査費として、議員個人及び議員が構成する会派宛てに政務調査費が交付されているが、原告は本件において専ら議員個

人に交付された政務調査費に関し不当利得を問題としている。
従って、以下では専ら議員に関して述べることにする。

- 2 千葉県は、平成21年度当時、議員個人に対し月額35万円、年額420万円の政務調査費が交付されており、相手方全員に対し平成21年度の政務調査費として請求一覧表中「交付額」欄記載のとおり各420万円が交付された。
一方、相手方らは、交付された政務調査費の額と支出した政務調査費（収支報告書又は修正した収支報告書において確定した政務調査費支出額）との差額である請求一覧表中「返還額」欄記載のとおり額を千葉県に返還しており、結局、相手方らは、平成21年度の政務調査費として、請求一覧表中「政務調査費（差引額）」欄記載の額の政務調査費を千葉県から受領している。
- 3 原告は、各相手方に関する政務調査費のうち請求一覧表中の「請求額」欄記載の額について、それは政務調査費に該当しない違法な支出であるとして、これを返還すべきところ返還していないことから、不当利得としてその返還を求めるものである。

第4 住民監査請求及び監査委員による監査結果

原告は、平成23年5月20日、千葉県監査委員に対し、相手方らを含む合計25名の議員に関する平成21年度分の政務調査費の支出について、目的外支出が含まれており、法律上の原因を欠く不当利得があるので、地方自治法242条1項の規定に基づいて住民監査請求を行ったが、同県監査委員は、同年7月14日付で、請求のうち、一部の請求を棄却し、その余の請求を却下した。（甲第1号証）

なお、一覧表中の番号欄中、「A」欄には通し番号を記入し、「B」欄には監査請求書に添付した政務調査費返還額一覧表（項目別）の番号を付記している。

第5 政務調査費の使途基準及び定義

1 政務調査費に関する法令

- (1) 地方自治法100条14項及び15項は、政務調査費に関し、次のとおり定めている。

14項

普通地方公共団体は、条例で定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び方法は、条例で定めなければならない。

15項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

また、上記政務調査費は、地方自治法232条の2（「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」）の「補助金」に該当し、公益上の必要性が求められる公金である。

- (2) 千葉県は上記地方自治法を受けて千葉県政務調査費の交付等に関する条例（以下、千葉県条例という）を定め、交付の対象、交付の額及び方法を定め、また、千葉県議会は、議会告示として、千葉県政務調査費の交付等に関する規程（以下、千葉県規程という）を制定し、政務調査費に関する細目を定めている。これら条例及び規程の概要は次のとおりである。

- ① 千葉県条例9条は、「会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならない」と規定し、千葉県規程は6条において、「条例第9条に規定する別に定める基準は、別表のとおりとする」として、訴状末尾に添付した使途基準を定めている。
- ② 千葉県条例第10条は、議員に一定の書式に基づく収支報告書を提出すること、収支報告書には領収書等を添付することを求め、千葉県規程は、7条で政務調査費支出伝票、政務調査費出納簿、現地調査又は先進地視察実施報告書等の書式を定めている。
- ③ 千葉県規程9条は、「会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整しその内容を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。」と定めている。

- (3) 仙台高裁平成19年04月26日判決（平成18(行コ)20号、政務調査費返還履行請求控訴事件最高裁ホームページから）は、議員が政務調査費として支出したと主張するものについて裏付けがない場合の扱い、或いは、同一名目の相当額の支出について政務調査費の本件使途基準に合致する部分（議員としての調査研究活動に資する部分）とそうでない部分とが混在しその区分が困難な場合の扱いについて、次のとおり判断した。

上記のように、政務調査費が議員の調査研究活動を活発にして議会

の審議能力を強化するためのものであることからすると、これをどのように活用するかは本来議員の自律的判断にゆだねられるべきものであるが、反面、政務調査費は、その用途が限定され、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることが禁止されており、交付を受けた議員に会計帳簿の調整や領収書等の整理保管が義務付けられていることなどからすると、政務調査費が地方自治法や本件条例、本件規則の趣旨に従って適正に使用されなければならないことは明らかである。

そして、議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、用途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は、当該支出が用途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。

また、ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについては、控訴人が主張するとおり、本件条例や本件規則には何らの規定も設けられていない。しかしながら、その全額を政務調査費とするのは相当ではないことは明らかであるから、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである。

- (4) 同様に、平成19年05月25日青森地裁判決（17(行ウ)7号、政務調査費返還代位請求事件）（最高裁ホームページから）は、支出目的が混在している場合の処理について、「政務調査費の本件用途基準に合致する部分（議員としての調査研究活動に資する部分）とそうでない部分が混在しており、その合理的な区分が困難な場合には、社会通念上相当な割合による按分をして政務調査活動に資する費用の金額を確定するのが相当である。」と述べている。
- (5) また、法令ではないが、上記用途基準の運用指針として、「千葉県議会のあり方検討委員会」によって「政務調査費の手引き」（以下、この指針を「運用指針」

という) が作成されている。

更に、同様に法令ではないが、議会事務局が作成した「政務調査費の事務処理にあたってよくある質問」(以下、「よくある質問」という) という問答集が作成されている。

2 政務調査費の定義

ある事実(支出)が政務調査費として認められるか否かを判断するためには、まずは、政務調査費という法概念を定義する必要がある。そして、当該事実がこの定義にあてはまればその支出は政務調査費として認められ、あてはまらなければ当該事実は政務調査費として認められないことになる。この手法は、法解釈の基本である。

上記のとおり、地方自治法第100条14項は、「議員の調査研究に資するため必要な経費」と規定しているが、更にこれを敷衍して、政務調査費とは、「議員が、所属する自治体がかかえる特定の政策課題について、調査研究をし、その成果を達成するために必要な経費である」と定義することができる。

即ち、

- ① 政務調査費は、議員が個人的に関心を持つ課題を対象として調査研究をするための経費ではなく、「自治体がかかえる特定の政策課題」を対象として調査研究をするための経費である。政務調査費の負担者は当該自治体でありその成果が当該自治体の反映されるべき調査研究でなければならないことから、議員が単に個人的に関心を持つ課題を対象としてする調査研究費はもとより、国或いは他の自治体がかかえる政策課題についての調査研究費も、政務調査費としては認められない。このような趣旨で、千葉県規程第6条が定める政務調査費使途基準(以下、使途基準という)では、「調査研究」について「会派又は議員が行う県政、地方行政、地方財政等に関する調査研究」と限定している。
- ② 政務調査費は、「特定の政策課題」を対象とする調査研究費であり、議員の単なる教養・学識を高めるための費用、見聞を広めるための費用、資格取得の費用は政務調査費としては認められない。このような趣旨で、使途基準第二項「研修費」中の「県政研修会等」の参加費について、運用指針では、研修会等の開催目的の明確化が求められている。同様に、使途基準第一項「調査研修費」及び第二項「研修費」中の「先進地視察」の場合には、政務調査費規程第7条4項で定められている「現地調査又は先進地視察実施報告書」において「目的」の記載が求められ、また、上記運用指針には、「『現地調査』を行うに当たっては、調査の目的を明確にする(こと)」と明記され、「先進

地視察」もこの部分が引用されている。ここでいう「目的」とは、単なる「研修会」、「現地調査」或いは「先進地視察」ではなく、「特定の政策課題」との関係が明示された目的でなければならないのである。

- ③ 政務調査費の支出対象である「調査・研究」では、単なる「調査した・研究した」という事実だけではなくその「成果」が重要である。従って、成果のない「調査研究」費は政務調査費に対象とはならない。このような趣旨で、使途基準第一項「調査研修費」及び第二項「研修費」中の「先進地視察」の場合には、政務調査費規程第7条4項で定められている「現地調査又は先進地視察実施報告書」において、単なる「調査又は視察の概要」ではなく「調査又は視察結果の概要」の記載が求められており、また、運用指針には、「『現地調査』を行うに当たっては、……………現地において調査した結果等を支出証拠書類として整理保管しておかなければならない。」と明記され、「先進地視察」もこの部分が引用されている。
- ④ 更に、前記「よくある質問」中7頁には、「問12報告書の書式、記載の方法」、②「概要欄についてはどの程度記載すればよいか？」との問に対し、「答」として、「以下の3点について概要を記載して下さい。〈1〉誰から説明を受けたのか。〈2〉どのような説明を受けたのか〈3〉結果はどうであったのか。」と記載され、「結果」の記載を求められている。
- 単なる「現地調査」或いは「先進地視察」の経費は政務調査費として認められず、「現地調査結果」或いは「先進地視察結果」が伴い始めてその経費が政務調査費として認められることになる。
- ⑤ 政務調査費は、政策課題を調査研究するために「必要な」経費であり、仮に調査研究するために支出された費用であっても自治体に負担させることから「必要性」という一定の範囲内の費用に限定される。

3 運用指針・よくある質問について

前記のとおり、政務調査費に関する法令は、地方自治法100条14項と使途基準であり、運用指針及びよくある質問の記載事項は法令ではない。

従って、ある支出が政務調査費に該当するか否かを判断する場合に、これら法令が認める支出に該当するか否かを判断することになるが、運用指針に合致していたとしても、運用指針・よくある質問に間違いがあり法令が認める支出ではないと判断されることもあり得ることになる。

第2部 違法支出各論編

第1 相手方石橋清孝議員、同伊藤勲議員、同佐藤正巳議員、同佐野彰議員、同皆川輝夫議員、同吉本充議員、同山口登議員及び同小島武久議員の違法支出（「日露友好議員連盟サンクトペテルブルグ海外視察」）

日露友好議員連盟サンクトペテルブルグ海外視察において研修費として一人当たり189,400円支出されたものの一部は、以下に述べる通り政務調査費として違法である。

1 視察の概要

公表された資料によれば、視察の概要は次のとおりである。

- ① 実施日：平成21年9月14日（月）～18日（金）
- ② 参加者：相手方石橋清孝、同伊藤勲、同佐藤正巳、同佐野彰、同皆川輝夫、同吉本充、同山口登、同小島武久の8議員
- ③ 経費：1人当たり 348,240円
- ④ 目的：サンクトペテルブルグの市政及び産業等の取り組み状況に関する調査のため
- ⑤ 調査又は視察結果の概要：日露友好議員連盟
9月14日
8時30分集合 11時05分出発
20時10分 サンクトペテルブルグ到着
9月15日
13時00分 市内の街づくりの状況を調査
交通・環境・観光施設の配置及び運営状況
エカテリーナ宮殿等
9月16日
10時00分 在サンクトペテルブルグ日本国総領事館
領事 笹目賢一郎・ 領事 林 浩一
専門調査員 佐藤剛史
ロシア及びサンクトペテルブルグについての・経済・財政（税制及び税金、自動車産業、兵器産業、コンテナ港の運営、日系（千葉県）企業の進出状況、農業・観光振興）・厚生（医療・年金）・交通（鉄道）・少子化・日本文

化への関心

9月16日

12時00分 サンクトペテルブルグ市議会

● ● ●議員

- ・街づくりのための環境の整備・維持対策（建築物制限、ごみ問題等）
- ・経済・財政（日本からの投資、企業誘致、日本への輸出等）
- ・日本との交流（文化・社会・医療等）
- ・市議会の状況（日本、千葉県との協力関係の構築、女性議員の活動等）

9月17日

14時15分 現地出発

9月18日

8時25分 成田到着

(甲第2号証)

2 違法な事実

当該海外視察における現地滞在は、9月15日及び16日と17日午前の二日半であり、政務調査費を充てることのできる視察は、9月16日の午前10時からサンクトペテルブルグ日本国総領事館視察、同12時からサンクトペテルブルグ市議会視察を行った1日間であった。

9月15日午後の行程について、今回の知事による調査に対し当該各議員は、「午後1時から午後3時20分までについては実地視察を行った。午後3時30分から午後4時30分までについてはエルミタージュ美術館を視察し、美術館学芸員との意見交換を行った。」と説明している。

午後1時から3時20分までは公的機関等の訪問は無く、エカテリーナ宮殿等の見学であった。

一般の海外旅行パンフレットによれば、サンクトペテルブルグ市内のホテルを午前7時45分に出発して昼食までの時間をエカテリーナ宮殿見学に要している。また、サンクトペテルブルグ市内ホテルを午前10時に出発して昼食までの時間を世界三大美術館であるエルミタージュ美術館見学に要している。千葉県立美術館の課題解決のために、エルミタージュ美術館学芸員と意見交換を行うことはありえない。

9月15日の午後は、実際は、エカテリーナ宮殿とエルミタージュ美

術館を主とした観光であった。

従って、政務調査費を充てることができる日数は、現地滞在2日半のうち、視察の1日であり、滞在日数の40%である。

$$(\text{視察1日} \div \text{現地滞在2日半} = 40\%)$$

当該議員らも、当初より現地滞在費については

$$\text{視察1日} \div \text{現地滞在2日半} = 40\%$$

として、政務調査費より40%を支出している。

航空運賃についても40%で按分しないことは違法であり、一人当たり88,800円は返還されるべきである。

3 請求額

よって、按分率100%で研修費として支出した一人当たり航空運賃148,000円の60%は違法な支出であるから返還されるべきである。

相手方 議員名	航空運賃	政務調査費 充当額	正しい政務 調査費充当 額 按分率 40%	請求額
石橋清孝 伊藤 勲 佐藤正巳 佐野 彰 皆川輝夫 吉本 充 山口 登 小島武久	148,000円	148,000円 (按分率 100%)	59,200円	各 88,800 円

第2 相手方田中信行、相手方岩井 覚、相手方天野行雄、相手方 布施健太郎、相手方礒部裕和議員の違法支出 (「フィンランド、ドイツ視察研修旅行」)

1 視察の概要

- ① 実施日：2010年3月21日から同29日まで。
- ② 参加者：相手方田中信行、相手方岩井 覚、相手方天野行雄、

相手方布施健太郎、相手方礒部裕和の5議員。

③ 経費 : 一人当たり (政務調査費充当額)

887,313円ないし550,713円。

個人別 視察経費の合計金額 と 政務調査費の支出項目

相手方 議員名	支出項目	視察に要した 経費	政調費充当 額 (85%)
田中信行	研修費	1,040,020 円	887,312 円
岩井 覚	研修費		
天野行雄	調査研究費	1,040,021 円	887,313 円
布施健太郎	研修費	644,021 円	550,713 円
礒部裕和	調査研究費		

④ 目的 :

- ア) フィンランドの教育制度の全体像について
- イ) 環境先進国であるドイツの環境政策について
- ウ) ドイツが取り組んできた移民政策の現状と課題について
- エ) 工業国であるドイツの職業訓練制度について
- オ) カジノ施設について

(甲第3号証)

2 違法な事実

調査活動の伴わない支出は認められない。

本件の現地調査又は先進地視察実施報告書には、次の旅行日程において、県政の何らかの課題について現地調査をしたと認められる記載はない。また、先進地視察に関しても、どこがいかなる意味で先進地でどのような視察をしてどのような成果を得たかの記載もない。従って、次の日程はすべて私的観光旅行である。

政務調査費の対象とならない視察

視察 番号	行動日	滞在地
視察の 4	3月23日	ベルリン市内
視察の11	3月26日	ケルン市
視察の12	3月27日	ハイデルベルク
視察の13	3月27日	バーデンバーデン

これらは、全視察案件13件のうちの4件で約1/3にあたり、又日程から見ると、3月23日の全日。（但しヘルシンキからベルリンへの移動時間が含まれる。）

3月26日は視察10を終了した12時以降、及び27日の全日の併せて2日間が政務調査費の支出の対象とはならないものであり、視察日程の6日間のうち2日間であるから、1/3が支出対象とならない。

3 ビジネスクラスの利用

ビジネスクラスの利用は認められない。

視察した5名の内、相手方田中信行、同岩井 覚、同天野行雄議員は、航空機の利用についてビジネスクラスを往復、利用した。

一方、相手方布施健太郎、同磯部裕和議員はエコノミークラスを利用した。

旅程は同一であり、ビジネスクラスを往復、利用した相手方田中信行、同岩井 覚、同天野行雄の3議員は、健康で千葉県議会議員の職務を勤めていること、この視察旅行は、はるかヨーロッパの地で政務調査活動を行うという意欲をもって自ら計画し、実施したのであるから、同行した他の2名と区別する合理的な理由はない。

また、相手方は第2日の到着地で行動がつまっていたことをビジネスクラス利用の理由にも挙げているが、行きのみビジネスクラスを利用することも可能であることから、千葉県の財政状況が危機的な中で、このような行動は県民に理解されるはずもない。

① 視察旅行は公務ではない。

政務調査費は政務調査に必要な経費の一部を充てることのできるものである。

公務による旅費の支給では、ビジネスクラスを利用する必要性として、その職務を遂行するために長距離の移動における肉体的・精神的負担を軽減させる必要があるといわれているが、政務調査費による視察旅行は公務ではなく、また肉体的・精神的負担を感じない範囲で自ら目的、行程を決定しているものであり、公務に適用する、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31

年千葉県条例第27号。以下「旅費条例」という。)を適用するのは誤りである。

② 政務調査費の手引きには、交通費、鉄道賃、航空賃、バス等の実費とする（グリーン料金、スーパーシート代は認められる。）とされ、スーパーシート代は認められる、との記載をビジネスクラスと読み替えているとも思われるが、国内線のスーパーシートは数千円の差額であり、国際線のエコノミー料金とビジネスクラス料金との差額、約40万円の支出とを同義語とみなすのは不都合である。

③ 以上のとおり、ビジネスクラス飛行料金のうちエコノミークラスの飛行料金を超える部分は、議員個人が負担すべきであり県民に負担させるべきではないから、それは地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当せず、千葉県による相手方田中信行、同岩井覚、同天野行雄議員に対するこの分の交付は違法である。

4 請求額

(1) 調査活動の伴わない支出の2条件を併せて、視察経費の2/3を政務調査費とすることが適当であり、請求額は次のとおりである。

相手方 議員名 (支出項目)	視察に要 した経費	政調費充当額 (85%)	正しい政調 費充当額 (66.7%)	請求額
田中信行 岩井 覚 (研修費)	1,040,020 円	887,312 円	693,693 円	各 193,619 円
天野行雄 (調査研究費)	1,040,021 円	887,313 円	693,694 円	193,619 円
布施健太郎 (研修費) 礒部裕和 (調査研究費)	644,021 円	550,713 円	429,562 円	各 121,151 円

(2) ビジネスクラスを利用したことについての請求額は次のとおりである。

相手方 議員名	視察に要した 経費	エコノミー料金と ビジネスクラス 料金との差額	請求額
田中信行	1,040,020 円	1,040,020 円 －644,021 円	各 395,999 円
岩井 覚	1,040,020 円		
天野行雄	1,040,021 円		396,000 円
布施健太郎 礒部裕和	644,021 円		0

第 3 相手方石橋清孝議員の違法支出 （「仁川空港視察」）

1 視察の概要

同議員は平成 21 年 11 月 13 日から 15 日にかけて韓国仁川空港を視察（経費 60,920 円 政務調査費 100%、甲第 4 号証－1～2）したが、その目的を説明するに当たり「成田空港に代わり仁川空港がアジアのハブ空港になる可能性があるか否かを空港の利便性やアクセス状況なども含め現地において実際に見聞すること。」としている。

2 違法な事実

しかし、仁川空港はすでにアジアのハブ空港になっており（甲第 4 号証－4～5）著しく事実認識に欠け、調査目的自体に合理性がなく無用な視察であったといえる。

しかも、調査事項とされている「仁川空港の概要」等もインターネット検索（甲第 4 号証－3）で大方の調査は可能である。
わざわざ 3 日間もかけて税金を使ってまで無用な視察をする必要性はなく違法である。

3 請求額

よって、政務調査費として支出した経費60,920円は全額返還されるべきである。

相手方 議員名	要した経費	政務調査費充当額 按分率 100%	正しい政務 調査費充当額	請求額
石橋清孝	60,920 円	60,920 円	0 円	60,920 円

第4 相手方川名寛章議員の違法支出

(「諏訪市移動式会議」)

相手方川名寛章議員の諏訪市移動式会議に政務調査費より支出した24,160円は、以下に述べる通り違法である。

1 視察の概要

公表された資料によると視察の概要は次のとおりである。

- ① 実施日：平成22年2月14日（日）～15日（月）
- ② 場所：長野県諏訪市
- ③ 参加者：久留里線を守る会会長
小櫃地区自治会長及びOB会、支援団体
久留里地区自治会長及びOB会、支援団体
松丘地区自治会長及びOB会、支援団体
亀山地区自治会長及びOB会、支援団体
その他一般
- ④ 経費：30,200円
- ⑤ 目的：久留里線を守る会
久留里線を存続させていく為、沿線住民の意識向上を図る。
- ⑥ 調査又は視察結果の概要：
1号車～6号車ごとに、久留里線存続についての意義について意見交換。

(甲第5号証)

2 違法な事実

当該住民監査請求による知事の調査を受け、川名議員は平成23年

7月6日、研修費から会議費に変更のうえ按分率を80%とし24,160円に政務調査費を充当するように修正して6,040円を返還した。

しかし、1号車から6号車まで分かれていては会議はできない。監査結果5頁で、監査委員が「諏訪市視察は、別の面から言うと後援会活動の一環にも見られると考えられるため、県民に対して説明がしづらいのではないかと思うが」と尋ねている。

まさに実際は、後援会活動あるいは選挙に向けた地盤強化のための諏訪温泉一泊旅行とも考えられ、政務調査費として支出することは違法である。

3 請求額

よって、会議費として按分率80%で支出された24,160円は全額返還されるべきである。

相手方 議員名	会議に要 した経費	政務調査費 充当額 按分率 80%	正しい 政務調査費 充当額	請求額
川名寛章	30,200 円	24,160 円	0 円	24,160 円

第5 相手方 阿部紘一議員の違法支出

(「知事との懇談」)

1 概要

相手方阿部紘一議員は知事との懇談会の為として平成21年5月27日18,500円を会議費として支出した。

同議員の知事への説明によれば、この「会議」は千葉市議会議員8名が参加した「知事との懇談会」とされ、内容は「県政にかかる政策課題や県単独補助金について質疑・議論・懇談をした。」とされている。

(甲第6号証)

2 違法な事実

この会議費の支出は政務調査費の支出として認められない。

先に述べたとおり、政務調査費とは、「議員が、所属する自治体がかかえる特定の政策課題について、調査研究をし、その成果を達成するために必要な経費である」。

会議における調査研究とは、例えば一般県民と面会し特定の政策課題についてその意見を聴取し、分析し、その成果をまとめる活動である。

なお、「手引き」においても、「会派又は議員が実施する諸々の会議及び県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他これに類する会議」で使用するものとされている。

知事と市議会議員8名と面談し懇談等を行うことは、単なる食事会と言ってもよく、「調査研究」と言えないことは明らかである。

却って、「県政にかかる政策課題」「(千葉県への)単独補助金」についての質疑・議論・懇談は正に政治活動の一環であり政務調査費の使途目的に該当せず違法な支出である。

また、この会議は「県民の意見や要望を吸収する」ものでもなく、むしろ知事への陳情と推測もされ、「これに類する」会議にも該当しない。

3 請求額

よって、会議費として按分率80%で支出された18,500円は全額返還されるべきである。

相手方 議員名	会議に要した経費	政務調査費充当額 按分率 80%	正しい政務調査費充当額	請求額
阿部紘一	24,160 円	18,500 円	0 円	18,500 円

第6 相手方鈴木衛議員の違法支出

(「事務所の家賃」)

相手方鈴木衛議員の事務所の「家賃」は、以下に述べる通り政務調査費より支出したことは違法である。

1 「家賃」の概要

鈴木衛議員の領収書ちよう付用紙に貼付されているものには、
整理番号

15	21年4月分	21年4月30日受取りました	
29	21年5月分	21年5月25日受取りました	
43	21年6月分	21年6月18日受取りました	
62	H21年7月分	H21年7月29日受取りました	¥200,000
67	H21年8月分	H21年8月10日受取りました	¥200,000
89	H21年9月分	H21年9月24日受取りました	¥200,000
115	H21年10月分	H21年10月30日受取りました	¥200,000

130 H21年11月分 H21年11月25日受取りました ¥200,000
146 H21年12月分 H21年12月22日受取りました ¥200,000
163 H22年1月分 H22年1月29日受取りました ¥200,000
178 H22年2月分 H22年2月22日受取りました ¥200,000
196 H22年3月分 H22年3月29日受取りました ¥200,000
とのみ記載されている。

(甲第7号証)

2 違法な事実

相手方鈴木衛議員の領収書ちょう付用紙整理番号15、29、43に貼付されているものには、金額、あて名、発行者の住所氏名、但書きの記載がない。

また、領収書ちょう付用紙整理番号62、67、89、115、130、146、163、178、196に貼付されているものには、あて名、発行者の住所氏名、但書きの記載がない。

以上のとおり本件支出は、使途基準中七項「事務所費」として支出されたものであるが、その領収書には、宛名、発行者の住所・氏名及び但し書の記載がない領収書が存在し、従って、同支出は使途基準七項に定める事務所費とは言えず、結局、それは地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当せず、千葉県による鈴木衛議員に対するこの分の交付は違法である。

鈴木議員の選挙区事務所は、〒270-0021市川市八幡3-29-20秋葉ビル3Fにあり、1Fにはヘーベルハウスが入っている。

京成八幡駅に近い立派な事務所である。それを管理する不動産会社が、発行者氏名、住所、但書き、金額のない領収書を発行することはない。

監査結果41頁には「契約書及び関係書類から、事務所使用料として適切に支出されていることが推認され」とある。「推認」とは、確実な証拠が無かったことであり、違法な支出であった。

3 請求額

事務所費として按分率60%で支出された120,000円×12か月＝1,440,000円は、使途基準七項に定める事務所費とは言えず、違法な支出であり、全額返還されるべきである。

相手方 議員名	「家賃」	政務調査費 充当額 按分率 60%	正しい 政務調査 費 充当額	請求額
鈴木衛	200,000 円 ×12 か月 =2,400,000 円	1,440,000 円	0 円	1,440,000 円

第7 相手方川名寛章議員の違法支出
(「リース代、その他」)

相手方川名寛章議員が事務費として支出した「リース代その他」(注釈：
出納簿には「車両借上代」)は、以下に述べる通り政務調査費として違法であ
る。

1 「車リース料」の概要

相手方川名寛章議員の政務調査費出納簿には、

4月15日	3月分車両借上代	202,515円
5月15日	4月分車両借上代	190,888円
6月15日	5月分車両借上代	199,465円
7月15日	6月分車両借上代	202,004円
8月13日	7月分車両借上代	230,035円
9月15日	8月分車両借上代	197,507円
10月15日	9月分車両借上代	209,065円
11月14日	10月分車両借上代	185,586円
12月15日	11月分車両借上代	198,507円
1月15日	12月分車両借上代	212,517円
2月15日	1月分車両借上代	177,749円
3月15日	2月分車両借上代	174,634円

と記載されて、その合計は、2,380,472 円となり、相手方川名議員はこの
うち60%である1,428,280 円を政務調査費で支払っている。

(甲第8号証)

また、相手方川名議員の主張(監査結果31頁)によれば、相手方川名
議員は月額8万円のリース代の他、ガソリン代、ETC使用料が加算され

てリース会社から請求されているとのことである。

2 違法な事実

上記 2,380,472 円の支出は、全額違法であり、その理由は次の通りである。

- ① 議員は、調査研究活動をすることはあっても、調査研究機関のように専ら調査研究活動をするのが仕事ではなく、逆に、議員という職種における調査研究活動は、常時継続的になされるものではなく断続的活動である。その一方において、議員本来の政治活動では、議会への出席や後援会活動が継続的に行われている。また、議員の私生活においても、自動車は必需品である。

更に、自家用車をリースではなく所有している者にとって、これを調査研究活動に使用する場合は、ガソリン代と ETC 使用料についてのみ按分の上政務調査費から支出することができるに過ぎない。

このように考えると、議員の断続的な調査研究活動の時間が、日常的継続的な政治活動及び私生活上の私的活動を含めた全時間に占める割合は極めて僅かであると言える。

- ② 政務調査活動が川名議員が主張する通り 60% という高率を占めるのであれば、相手方川名議員としてはそれなりの証拠を添付して報告書を提出すべきであるが、そのような報告書は提出されていない。
- ③ ガソリン代、ETC 使用料は、走行距離等によって按分しなければならないのに、どの月も一律に 60% であることは事実上違法である。

7 月分の ETC 使用料を 30,000 円とすると、7 月分のガソリン代は 120,035 円で 10 130 円として 9230 になる。10 で 10km 走行するとして 9230 km 走行したことになる。リースしている自動車は 1 台であり、7 月 8 日まで県議会が開催されていたのに、毎日 297 km ずつ走行してその 60% が調査研究活動であったことを証明する証拠はない。2 月分の ETC 使用料を 20,000 円とすると、2 月分のガソリン代は 74,634 円で 5740 に相当し 5740 km 走行したことになる。リースしている自動車は 1 台であり、2 月 19 日から 3 月 19 日まで県議会が開催されていたのに、毎日 198 km ずつ走行してその 60% が調査研究活動であったことを証明する証拠はない。

- ④ 相手方川名議員の政務調査費としての支出額 1,428,280 円

のうち、平成23年7月6日付けでカード年会費8,190円は返還された。よって、残余1,420,090円は違法である。

3 請求額

よって、事務費として支出した1,420,090円は、全額返還されるべきである。

相手方 議員名	「車両借上 代」	政務調査費 充当額 按分率 60%	正しい 政務調査費 充当額	請求額
川名寛章	2,380,472円	1,428,280円	0円	1,420,090円

第8 相手方木名瀬捷司議員の違法支出

(〔車リース料〕)

相手方木名瀬捷司議員が事務費として支出した「車リース料」は、以下に述べる通り政務調査費として違法である。

1 「車リース料」の概要

木名瀬捷司議員の当該領収書ちょう付用紙に貼付された銀行通帳の一部の写しに

*120,750 トヨタファイナンス

と印字しており、引き落とし日は毎月2日(土、日、祝日の場合は次の銀行営業日)になっている。

木名瀬捷司議員の政務調査費出納簿には、

4月2日	車リース料	120,750円
5月7日	車リース料	120,750円
6月2日	車リース料	120,750円
7月2日	車リース料	120,750円
8月3日	車リース料	120,750円
9月2日	車リース料	120,750円
10月2日	車リース料	120,750円
11月2日	車リース料	120,750円
12月2日	車リース料	120,750円

1月4日	車リース料	120,750円
2月2日	車リース料	120,750円
3月2日	車リース料	120,750円

と記載されて、その合計は、1,449,000円となり、木名瀬議員はこのうち30%である434,700円を政務調査費から支出した。

(甲第9号証)

2 違法な事実

上記政務調査費として支出した434,700円は、全額違法であり、その理由は上記相手方川名議員の場合と同様であるが、更に次の理由を付加する。

監査結果31頁によれば、相手方木名瀬議員の自動車リース期間は平成20年8月25日から平成25年8月24日までの5年間である。リース料金は5年間で7,245,000円にもものぼり、高級外車を購入できる金額である。自家用車を所有して調査研究活動に使用する場合は、ガソリン代とETC使用料についてのみ按分の上政務調査費から支出することができる。

しかし、自動車を1年以上にわたってリースで使用すれば、按分率30%であってもガソリン代とETC使用料のほかに434,700円も政務調査費から支出できるのは誠におかしなことである。

リース期間の終了後または途中で、当該リース車両の所有権が、有償、無償に関わらず木名瀬議員側に移転しないことを証明する証拠はない。

3 請求額

よって、事務費として支出された「車リース料」434,700円は、全額返還されるべきである。

相手方 議員名	「車リース 料」 120,750 x 12	政務調査費 充当額 按分率 30%	正しい 政務調査費 充当額	請求額
木名瀬捷司	1,449,000円	434,700円	0円	434,700円

第9 相手方瀧田敏幸議員の違法支出 (「トナー代」)

相手方瀧田敏幸議員が事務費として支出したトナー代の一部は政務調査費として違法である。

1 当該事務費の概要

相手方瀧田敏幸議員の選挙区内の事務所は

〒270-1326 印西市木下1521 に存在する。

瀧田敏幸議員は、平成22年1月13日にトナーを按分率100%で25,856円で購入し、選挙区内の上記事務所に設置してあるコピー機用として使用した。

選挙区内の事務所に設置してあるコピー機は、調査研究活動と後援会活動と政党活動に使用された。すなわち、当該トナーも、調査研究活動と後援会活動と政党活動に使用された。

(甲第10号証)

2 違法な事実

選挙区内の事務所に設置されている消耗品は、後援会活動や政党活動と按分されなければならない。

本件においては、事務所は調査研究活動、政党活動、後援会活動に利用されていることから、調査研究活動の按分の比率は3分の1とすべきであるが、調査研究活動は2分の1以下であるから少なくとも2分の1以下とすべきである。

そうすると、政務調査費で支出できるトナー代は全体の2分の1以下で、その額は12,928円以下となり、これを超える支出は違法である。

なお、政務調査費の手引きは、「消耗品、備品購入費、リース代等については、合理的な説明が困難な場合は

調査研究活動+後援会活動（又は政党活動）：1／2按分

調査研究活動+後援会活動+政党活動：1／3按分

を上限とする。」と定めている。

監査結果32頁は、「瀧田議員の説明によれば、瀧田議員の後援会事務所は、請求人が述べる事務所とは別個にあり、後援会事務所に係る費用については区分しており、政務調査費と混同することはない。」としている。

しかし、瀧田議員のホームページでは、瀧田敏幸後援会事務所の所在地を 〒270-1326印西市木下1521

と記載して公表しているから（甲第10号証-2）、瀧田議員の説明は事実に反する。

よって、トナー代のうち50%に当たる12,928円は違法な支出であるから返還されるべきである。

3 請求額

事務費として按分率100%で支出されたトナー代25,856円のうち、1/2の12,928円は違法な支出であるから返還されるべきである。

相手方 議員名	トナー代	政務調査費 充当額 100%	正しい 政務調査費 充当額50%	請求額
瀧田敏幸	25,856円	25,856円	12,928円	12,928円

第10 相手方杉田守康議員の違法な支出

(「人件費」)

1 「人件費」の概要

相手方杉田守康議員は、政務調査のための事務員として、杉田建材株式会社からの出向社員2名を使用し、出向費用として社員・山口分が2,880,000円。社員・片岡分が2,160,000円のうち、後援会との按分率各50%として、1,440,000円、1,080,000円を、使途基準の「人件費」として支出して、杉田建材株式会社に支払った。

(甲第11号証)

2 違法な事実

政務調査費から上記1,440,000円、1,080,000円を支出したことは違法である。

その理由は、以下のとおりである。

- ① 政務調査費の交付等に関する条例第六項、使途基準の九「人件費」として支出されたが、千葉県規程で人件費について「議員が………常時又は臨時に雇用する事務員等の………雇用に要する経費」と定められている。

本件は支出先が杉田建材株式会社なる法人であり、人との雇用関係に基づく支出でないことが明らかであるから、本件支出は使途基準九に定める人件費とは言えず、結局、それは地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当しない。

監査結果において、千葉県議会が作成した「政務調査費の手引き」の18ページ、9項、人件費の運用指針において、「政党職員及び秘書の取扱い、として雇用主（政党代表者等）との間に・・・委託契約を締結し雇用主に対して支払った委託料に政務調査費を充てることとする。」としていることを準用して、本件支出をおこなった、むねの知事の意見が示されているが、本件では、i 政党職員は関係していない、ii 委託契約書は提出されておらず、提出された領収書では、杉田建材株式会社による、「但し、出向人件費（山口）半期分」、と明記され、委託料ではない。

監査結果は、政党職員の取扱いを準用した、むね述べているが、政党職員と一般職員は基本的に専門性が異なり、準用することはできない。

- ② 杉田議員は杉田建材株式会社の創業者であり、現役員は杉田議員の一族で占められている関係である。

このような親密な関係にある会社の社員の雇用に政務調査費を支出することは許されない。

なお、「手引き」、「事務所費」の項では、「設置に要する経費に政務調査費を充てる場合の取扱い」に、「② 議員にあつては、自己所有物件及び生計を一にしている親族の所有物件の賃借料に政務調査費を充てることはできない。

- ③ 議員本人が法人の代表者、役員等の地位にあり、当該法人の事務所の一部等を借上げている場合は、自己所有物件と受けとられないような配慮が必要である」と記載されており、事務所費の設置に要する経費について厳密な配慮をしている。

3 請求額

相手方 議員名	政務調査費 充当額	正しい 政務調査 費	請求額
杉田守康	1,440,000 円 1,080,000 円	0 円	2,520,000 円

第3部 結論

第1 怠る事実

前記第2部で述べたとおり、請求一覧表の相手方欄記載の各議員が政務調査費として支出した同一覧表請求額欄記載の金額は政務調査費の支出として認められず、違法な支出である。

そうすると、同相手方らは、法律上の原因なくこれら支出額について利益を得ており、その一方においてそのため千葉県は同額の損失を被っている。

よって、千葉県は、同相手方らに対し、不当利得返還請求権を有しているが、被告は、この不当利得返還請求権の行使を根拠もなく怠っている。

第2 附帯請求の起算日

本件条例には、交付を受けた政務調査費の残余を返還すべき期限についての具体的な定めはないものの、正当な理由もなく返還時期を延ばすことは社会通念上許されるものではない。本件条例の各規定や「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とする地方財政法4条1項の規定に照らせば、交付された政務調査費に残余があった場合には、当該議員において速やかにこれを返還すべき義務がある。千葉県条例10条1項は、収支報告書を「年度の末日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。」と定めており、この趣旨に照らせば、政務調査費収支金額の確定は実質的には収支報告書の提出時とするのが妥当である。従って、附帯請求の起算日は収支報告書の提出期限である平成22年4月30日の翌日に当たる平成22年5月1日とすべきである。

第3 請求

よって、原告は、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、請求の趣旨記載のとおり請求をする。

証拠方法

添付証拠説明書のとおり

附属書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証 各1通
- 3 証拠説明書 1通
口頭弁論期日までに提出する
- 4 資格証明書 1通